

令和3年9月30日

川西市立多田東小学校コロナ対策本部

令和3年10月1日以降の本校の教育活動に関する 基本的な考え方について

市の新型コロナウイルス感染症対策本部会議(第88回)及び、市教育委員会事務局発出、令和3年9月29日時点の「令和3年10月1日以降の市立学校園所における教育・保育活動について」を受けて、昨夕、コロナ対策本部会議を開き、協議を行いました。

その中で、「緊急事態宣言は解除されても、引き続き、感染拡大防止対策は講じていき、本校の子どもたちの健康・安全を第一義に対応していく」ということを共通理解のもと、新型コロナウイルス感染拡大防止対策について、再確認をいたしました。

これまで通り、制限を継続すべきと考えるもの、制限のあった活動について、慎重に、かつ段階的に緩和していくものについて整理いたしましたので、お知らせいたします。

1. 徹底事項

- * マスクの着用の徹底(できる限り「不織布マスク」、正しいつけ方と外せるタイミングの再度徹底)
- * ハンカチ・タオル持参の徹底
- * 手洗い、消毒の徹底
- * できる範囲でのソーシャルディスタンス
- * 独立型の座席配置
- * 給食の向かい合い無し、大声でしゃべらず食べること
- * 実際に学級閉鎖等になった時でも、タブレットは持って帰れるように普段から練習・準備をしておくこと

2. 具体的な学習場面

教科等	対 応
教室座席	* 1つずつ離して独立した状態にします。(継続)
理科	* 換気、身体的距離の確保や手洗いなどの感染症対策を講じた上で、近距離で活動する実験や観察も実施可とします。(変更あり)
図工	* 換気、身体的距離の確保や手洗いなどの感染症対策を講じた上で、実施可とします。ただし、引き続き、複数人で使用する教具は避け、班内で使えるものまでとします。(継続、一部変更あり)
体育	* 密集する運動や組み合ったり接触したりする運動は中止します。 * 基本、運動時はマスクを外すように指示します。常にポケットにしまっておきます。要望に応じて柔軟に対応します。(継続) * 運動会へ向けての学年体育は可とします。(変更あり)
音楽	* 換気、身体的距離の確保や手洗いなどの感染症対策を講じた上で、近距離で行う合唱及びリコーダーや鍵盤ハーモニカ等の管楽器演奏も実施可とします。(変更あり)

教科等	対 応
家庭科	* 換気、身体的距離の確保や手洗いなどの感染症対策を講じた上で、調理実習も実施可とします。(変更あり)
外国語	* 引き続き、マスクの着用を徹底のうえ、実施します。(継続)
話し合い活動	* クラス内では可能、長時間にならないようにします。(継続)
給食	* 教室座席のまま(一人ひとり独立型)で食べます。 * 給食当番は手洗いを徹底します。配りは当番に任せます。「減らし」はしません。「増やし」は列が密にならないよう工夫します。 * 必ず教師付き添いで、取りに行きます。返しに行くのも同様です。個人で返さないようにします。ゴミは担任が持っていきます。牛乳は洗わず、個人で畳んで捨てます。 * 向き合った教師の机には、デスクシールドを使用し、飛沫を防ぎます。(継続)
掃除	* 感染対策を講じたうえで実施可とします。 * 掃除後、手洗い・消毒を徹底します。(継続)
図書	* 授業は可とします。(継続) * 休み時間は、学年単位で担任付き添いして開放します。(変更あり)
休み時間	※特記事項なし(変更あり)
当番活動	* 通常どおり。クラス内でできることとします。(継続)
学年集会	* 体育館で感染対策を講じて実施とします。(継続)
委員会活動 クラブ活動	* 感染対策を講じて、異学年での活動、常時活動を再開します。(変更あり)
地区別児童会	* 感染対策を講じて実施とします。(継続)
実行委員等	* クラス内で行うか、別室で学年単位で行うことは可とします。(継続)
きんたくん学びの 道場	* 感染対策を講じた上で、再開します。(変更あり)

行 事	対 応
校外学習 敷地から出るもの	* 感染防止対策及び感染拡大対策を講じたうえで、実施可とします。 ・実施届に感染症対策を明記 ・公共交通機関を利用する場合は、接触感染対策の度基本的対策を行う ・感染を予防するため、緊急事態措置実施区域での活動は見合わせる ①里山: 感染防止対策及び感染拡大対策を講じたうえで、実施可。 ②自然学校: 宿泊ではなく、日帰りでの活動。 ③修学旅行: 宿泊ではなく、日帰りでの活動。
保護者にご来校い ただくもの	* 感染防止対策及び感染拡大対策を講じたうえで、実施可とします。 ただし、分散形式などを採り入れ、慎重に段階的に通常のカタチに戻していきます。 (変更あり) ※緊急時お迎え訓練の実施形態については検討中。

その他	対 応
保健室	* 動線を分けて、仕切りを作っています。(継続)

欠席連絡	* 家庭から学校への連絡は、電話連絡のみとします。(継続) * 学校から家庭への次の日の連絡は、ポスティングか電話連絡とします。(継続) ただし、きょうだいのみ受け渡しを可とします。(変更あり)
健康カード	* 今後も継続して行います。ご協力をお願いします。 * 検温してきていない児童に対しては、非接触型の体温計を各クラスに設置し担任もしくは対応できる教師で行います。
換気・湿度 暖房を付けて	* 対角となる窓2か所以上を常時開放し換気します。(継続) * 換気扇を常時稼働させます。(変更あり) * エアコンを稼働させますが、寒い場合は、上着を着て授業も可とします。
放課後の消毒	* 共用部分の消毒は継続します。(継続)
登下校	* 現状通りとします。(継続)
居残り	* 特別な事情がない限り、残しません。(継続)

3. オンラインでの授業参加に関する本校の考え方について

緊急事態宣言発出期間においては、保護者のご判断により、感染が不安で登校を見合わせる場合は、「出席停止、出席扱い、給食費免除」として、オンライン学習等を行うことにより、学習支援としてまいりました。

このたび、緊急事態宣言解除により、「出席停止」、この「出席停止時における学習支援としてオンライン学習を行う」というように整理されました。「今後は、安心して進められる対面授業の体制を整えていくを基本とする」ということと捉えています。

とはいえ、宣言の解除如何に関わらず、保護者や子どもは、子ども本人の持病や、高齢者・基礎疾患を有する同居家族への感染に対する不安を感じることに変わりはありません。宣言が解除されたからと言って、感染が不安で登校を見合わせる子ども、ご家庭がある中で、中止するのはあまりにも教育的配慮に欠けると考えます。

また、同居家族の感染、PCR 検査受検、発熱等の風邪症状がある場合、子どもは「自宅待機」、「出席停止」を求めている現行のシステムになっている以上、学習権の保障として、必要に応じて、オンラインでの授業参加を準備すべきと考えます。

そこで、本校では、このような考え方のもと、以下のように設定いたします。

《オンラインでの授業参加の対象》

* 同居ご家族が、感染、PCR 検査受検、発熱等の風邪症状がある場合で、子ども本人が家庭学習に支障が無い、元気な場合は、オンラインでの授業参加の対象とします。「出席停止」、給食費は発生します。

* 同居ご家族に高齢者や基礎疾患を有する者がいるなどの事情があり、他に手段がない場合や、文化・スポーツ教室等での感染者確認による不安があるによる「登校を見合わせる」場合は、オンラインでの授業参加の対象とします。「出席停止」、給食費は発生します。

《オンラインでの授業参加の対象としない》

* 子ども本人が、感染、PCR 検査受検、発熱等の風邪症状がある場合は、ゆっくり休養すべきであり、オンラインでの授業参加の対象とはしないこととします。「出席停止」、給食費は発生します。

* 9/6(月)～9/30(木)の間、感染不安とお聞きしていましたが、怠惰傾向による登校しないようすを示した子どももいました。

オンラインでの授業参加については、個別案件として、ていねいに、その実施の是非を検討するものいたします。

* 不登校傾向もある子どもに対しては、このコロナ対策という視点ではなく、「学習権の保障」「多様な学びのカタチの選択肢のひとつ」として、対象として検討します。個別にご相談願います。